

浜松市防犯カメラ設置事業費補助制度の御案内

日頃は、防犯まちづくり事業につきまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、地域における自主的な防犯活動の促進のため、**地区自治会連合会**が購入及び設置する防犯カメラ等の費用に対して、下記のとおり補助事業を実施しますのでお知らせします。

記

1 補助の対象となる防犯カメラ

地区自治会連合会が購入及び設置する防犯カメラのうち、**公共空間を撮影するものである**こと。

※公共空間とは・・・道路、地下道、公園（自治会等が管理するものを含む）、広場（自治会等が管理するものを含む）その他国又は地方公共団体が公衆の通行の用に供するために管理する、不特定多数の者が自由に通行できる空間等

2 補助対象経費

①防犯カメラ購入及び設置に要する経費

②防犯カメラを設置している事が分かる表示の製作及び設置に要する費用

3 補助率及び補助上限額

補助率・・・・・・補助対象経費の2分の1

補助上限額・・・・防犯カメラ1台につき10万円

4 申請受付期間

令和4年9月14日（水）～令和5年1月6日（金）

※予算上限に達した場合は、受付を終了させていただきます。

5 地区自治会連合会への提出書類（単位自治会主導で設置する場合）

- ・第2号様式
- ・設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ・設置場所の所有者の同意書又は許可書
- ・防犯カメラ設置事業費補助金申請書（自治会→地区自治会連合会）
- ・見積書 ※宛先は地区自治会連合会として下さい。

6 注意事項

- ・補助金の申請者は**地区自治会連合会**になります。
- ・交付決定通知前に設置されたカメラは補助対象外となりますので御注意ください。
- ・交付決定通知の発送は、申請受付後1ヶ月程度を要する場合があります。

7 その他

- ・来年度も補助制度を継続予定です。
- ・参考書式及び申請書類にあっては、当該ホームページ又はお近くの区役所で確認できます。申請書類作成にあたり、御不明な点などがございましたら下記の問い合わせ先へ御連絡ください。

8 問い合わせ先

市民部市民生活課

住 所：〒430－8652 浜松市中区元城町103－2

電 話：457－2231

FAX：452－0291

メールアドレス：simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp